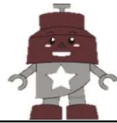


特定生産緑地指定受付について

生産緑地を所有する農業者の皆さまは必ずお読みください！



あなた様がお持ちの生産緑地はいつ30年を迎えますか。
平成4年に指定をした方は令和4年12月10日に30年を迎えます。

引き続き生産緑地とする場合（特定生産緑地）は申請が必要です

30年経過後も引き続き、税の優遇措置を受けながら、営農を継続する場合は、以下のスケジュールにより **30年経過する前に** 特定生産緑地の手続きを行う必要があります。

手続きを行うかどうかは、ご家族、特に将来の担い手となる方とよくご相談ください。（令和2年度中に申請済みの方は除きます）

令和3年度特定生産緑地指定手続きスケジュール（予定）

令和3年	6月	申請書類の受け取り（市から郵送します）
	7月～9月	事前審査（予約制となります）
	10月	指定申請受付（予約制となります）
令和4年	2月	都市計画審議会意見聴取
	3月	特定生産緑地指定及び公示
令和4年	12月10日～	特定生産緑地として10年間継続

※添付書類の取得に日数を要する場合がありますので、申請の準備には早めの着手をお願いします。

生産緑地の指定を解除する場合は買取申出の手続きが必要です

生産緑地は自動的に解除にはなりません！

30年経過後に、まず、市に対して買取申出の手続きを行ってください。市が買い取らない決定をした場合、指定が解除となります。買取申出から指定解除までは、最短でも3ヵ月程度かかります。

お問合せ： 川口市 みどり課保全係（鳩ヶ谷庁舎3階）電話 048-242-5721